

両立支援助成金・中小企業両立支援助成金の概要

平成23年9月から、両立支援に取り組む事業主または事業主団体のみなさまへの助成制度を以下のように再編しました。支給機関・申請受付は、全て都道府県労働局になります。

両立支援助成金		
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成する制度	
子育て期短時間勤務支援助成金	事業主が小学校就学前(小規模事業主は3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者が出たとき。	
中小企業両立支援助成金		
代替要員確保コース	事業主が育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき。	
休業中能力アップコース	事業主または事業主団体が育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関するプログラムを実施したとき。	
継続就業支援コース	事業主が育児休業取得者を原職等に復帰させ、育児休業など職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施したとき。 ※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主が対象であり、休業を終えた対象労働者を1年以上雇用していることが必要のため、平成24年10月2日以降に支給申請が可能となります。	
中小企業子育て支援助成金	初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施したとき。※平成23年9月30日までに育児休業を終了した労働者までが対象となります。	

両立支援レベルアップ助成金

育児・介護費用等補助コース (平成24年1月中の申請まで)	労働者が育児・介護サービスを利用した際に、要した費用の全部または一部を補助したとき。	
----------------------------------	--	--

■ 助成金申請に当たっての留意事項 ■

- 助成金は、雇用保険の適用事業主または事業主団体（以下「事業主等」という。）に支給します。
- 労働保険料を納入していない事業主等および過去に助成金に関し不正行為を行なった事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 他の助成金の受給状況等により、支給を受けられないことがあります。
- 支給申請において出勤簿・賃金台帳などの添付書類を求める場合があります。
- 都道府県労働局長が、助成金の支給の決定までの間および支給終了後において必要と認めるときは、調査の実施や確認資料の提出を求める場合があります。
- 事業主等が、偽りその他不正の行為により助成金を受給した場合、受給すべき額を超えて助成金を受給した場合などは、支給した助成金の全部または一部の返還を求めます。
- この助成金の内容は、平成24年度以降に変更がある可能性があります。
- 申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合があります。
- このパンフレットに記載しているものの他にも詳細な要件などがありますので、申請前に都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。
- 支給申請書は、厚生労働省のホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/02.html>)
または都道府県労働局雇用均等室で入手できます。